

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年広域連合条例第
6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、

「第5章 届出（第36条）	を
第6章 雑則（第37条）	」
「第5章 処分等の求め（第37条）	に改める。
第6章 届出（第38条）	
第7章 雑則（第39条）	」

第3条中「第4章」を「第5章」に、同条第4号中「名あて人」を「名
苑人」に、同条第5号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第15条第3項中「名あて人」を「名苑人」に、「その者の氏名、同項第
3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を
記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示
場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次
の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名苑人となるべき者の
氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各
号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下こ
の項において「公示事項」という。）を広域連合長が規則で定める方法
により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公
示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は
公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの
閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものと
する。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過し

たときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第6章中第37条を第39条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第36条を第38条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広

域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定、第16条の改正規定、第22条の改正規定及び第29条の改正規定は、同年5月21日から施行する。